

議案第60号

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条  
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準  
を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条  
例（平成26年かすみがうら市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「既存集落の区分に従い、それぞれ当該各号に定める」を削り、同  
条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号に  
規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する専用住宅（以下「自己用  
住宅」という。）
- (2) 建築基準法別表第2（い）項第2号に規定する建築物のうち、自己の  
居住の用及び自己の業務の用に供するもの  
第5条に次の3号を加える。
- (3) 建築基準法別表第2（ろ）項第2号に規定する建築物のうち、自己の

業務の用に供するもの

(4) 延べ面積が200平方メートル以下の事務所又は作業所のうち、自己の業務の用に供するもの。ただし、沿道型集落に建築するものに限る。

(5) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物

第6条第1項第1号中「次のいずれかに該当する開発行為」を「前条各号の建築物の建築を目的とした開発行為で、予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの。」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、前条第4号の規定の適用については、同号中「沿道型集落」とあるのは、「沿道型集落又は独立型集落」とする。

第6条第1項第1号ア及びイを削り、同項第2号中「自己の居住の用に供する専用住宅（以下「自己用住宅」という。）」を「自己用住宅」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、法第32条に規定する協議に係る事前協議書又は法第29条第1項本文、第35条の2第1項本文、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項本文の規定による許可に係る申請書が市長に提出された開発行為等については、なお従前の例による。